

令和4年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）の実施体制について

令和5年2月9日
資源エネルギー庁
石油流通課

令和4年度石油製品販売業構造改善対策事業費補助金（離島・SS過疎地等における石油製品の流通合理化支援事業のうち離島のガソリン流通コスト対策事業に係るもの）について、全国石油商業組合連合会（法人番号：4010005002425）に交付決定（令和4年4月1日）を行った。事業に係る実施体制は以下のとおり。

実施体制図

実施体制（税込み100万円以上の契約。請負その他委託の形式を問わない。）

事業者名	当社との関係	住所	契約金額(税込み)	業務の範囲
東京都石油業協同組合	委託先	東京都千代田区永田町2-17-14	150万円（見込額）	県内補助事業者の窓口業務、申請データ等作成、実施状況確認等
長崎県石油商業組合	委託先	長崎県長崎市元船町2-8	260万円（見込額）	〃
鹿児島県石油商業組合	委託先	鹿児島県鹿児島市鴨池新町5-19	200万円（見込額）	〃
全国漁業協同組合連合会	委託先	東京都中央区新川1-28-44	120万円（見込額）	〃
民間事業者E（未定）	外注先	未定	100万円（見込額）	業務管理用PCソフトウェアの保守

